

「(仮称)野洲市立病院整備基本計画の策定経緯に係る今後の検証課題」
に関する報告事項について

市では、『(仮称)野洲市立病院整備基本構想』を踏まえて、本年 3 月に市立病院の基本理念や方針、主要機能や規模等の全体計画、さらに、各部署における業務量や必要諸室等を整理した各部門別計画等の原案及び事業収支計画に関し、(仮称)野洲市立病院整備基本計画評価委員会及び都市基盤整備特別委員会における議論を経て、『(仮称)野洲市立病院整備基本計画』を策定しました。

今年度に入ってから当該計画の策定における諸課題が顕在化したため、これを明らかにすべく、昨年度事務の検証作業を行っています。この検証作業を進める中で、この度、以下の案件を把握したので報告します。今後、速やかに内容確認後に各案件についての検証結果を報告します。

記

【資料 1】 県市町振興課作成と思われる文書

- 県市町振興課職員が、第 2 回評価委員会で評価委員(県職員)に発言を願うべき内容(黒字)を記して、本市地域戦略室職員にメール送信した後、同市職員がそれに加筆(赤字)してメール返信したと思われる文書 [P3-P5]
- 上記文書について、公文書公開請求を実施したことに対する県知事からの結果通知 [P7-P13]

【検証を要する問題点】

- ・ 病院の基本計画評価委員会において、健康医療という専門的な見地から指導助言を願うために就任いただいた委員(県職員)が、県の総務部門に意見操作されていた可能性について
- ・ 上記の意見操作に、市担当職員が助長的に関与した可能性について(主催者側による意見操作)
- ・ これらことが、市の組織内でどのように取り扱われていたか。

【資料 2】 県職員と市職員とのメールログ

- 資料 1 の文書によって委員(県職員)の意思形成に、市担当職員が不適切に関わっていた可能性が高まったため、その裏付けをおこなうために当該市担当職員の同意を得て、同文書を送受信等した際のメールの通信内容を調査した結果 [P15-P17]
- 上記文書について、公文書公開請求を実施したことに対する県知事からの結果通知 [P19]

【検証を要する問題点】

- ・ 複数のメールの内容から、市担当職員が職命に反し否定的に作業等していた可能性について
- ・ 県市町振興課担当職員が本市病院計画の推進に対して、権限を超えて否定的な介入をしていた可能性について

【資料3】野洲病院経営管理者の見解

○平成27年6月9日に特定医療法人御上会野洲病院の経営者会議（※）が開催され、野洲市立病院（仮称）の今後の対応について、市に提出された経営管理者の見解の写し
〔P21-P24〕

【資料の要旨】

- ・野洲病院と連携した基本計画策定作業が健全に機能していなかったことが提起されている。
- ・基本設計等の補正予算案が5月議会初日に否決されたことを受けた、野洲病院経営側の見解が示されている。

（※）経営者会議の構成員（6名）

…理事長、病院長、副院長（A）、副院長（B）、看護部長、事務部長

※ 詳細の意図等については現在も検証中である。

【資料 1】

平成 27 年 3 月

市町振興課作成

(仮称) 野洲市立病院整備基本計画について

基本計画案の検討について (第 1 回評価委員会提出案について)

- 現在、案を作成した基本計画にかかる収支見通しについては、根拠ある数値により作成されたところ。
- 基本計画では実態をより反映した結果、黒字を想定していた基本構想時と異なり大幅な赤字を計上するものとなったところ。
- 市繰出金約 6 億円が毎年度発生することおよび 20 年後に約 42 億円の累積欠損が発生することは市財政にとって負担しきれるものではなく、病院事業不成立として意見を出されたところ。
- 野洲市議会においても、病院整備に対して財政負担を危惧した反対意見がある。
- 計画を継続するのであれば、どのようにすれば収支面で病院事業が成立するのかについて説明をされる必要がある。
- 今後の評価委員会においても、まず収支見通しに基づいた実現性について検討していただきたい。
- 将来的に黒字が見込まれることを前提に公立病院とするとしてきたが、大きな赤字が見込まれることが確実であれば、公立病院化することについてもう一度検討していただきたい。


野洲病院（市長）作成の新たな収支見通しが提出された場合に指摘いただきたい事項（想定）

- 第1回の評価委員会から、大幅に修正されたのはどういったことか。（評価委員会の資料では説明予定 地域戦略室）
- 自治体給与並みから民間病院給与並みに変更となっているが、現野洲病院職員との合意を得られないとともに、新規スタッフの確保ができなくなるのではないか。（野洲病院の意見聴取・調整を行いながら給与の設定をしています。地域戦略室）
- 薬品費、診療材料費、経費は医療法人の平均値を採用しているが、民間と同様の調達が可能か制度上から疑問がある。（地域戦略室）
- 標準財政規模に占める一般会計繰出金の割合は、（5億なら4.1% or 6億なら4.9%）で県内の自治体病院と比較して大きなウエイトを占めており、継続的に繰出可能な額の範囲内か危惧している。（地域戦略室）
- 病院収支は診療報酬の改定などにより収支が大きく変動する。そこからも収支計画は、期待値や可能性の数値は排除すべきである。精度が高く厳しい収支計画であるべきである。（地域戦略室）
- 前回計画より一般病床を増（10床）とすることは回復期を中心とする趣旨に反しているのではないか。
- 総務省においても、収支見通しが合理的に成立していなければ交付税措置はできないと伺っている。仮に起債同意と病院建築をした後、開院となって交付税措置がされず、病院経営が立ちゆかなく可能性がある。交付税や起債を財源とされるのなら、県の総務部ならびに総務省との調整や意見を踏まえた上で、今後、進むべきである。（地域戦略室）
- 今回収支見通しが大きく変化するのであれば、この場ですぐに容認するような結論は出せない。

○ 基本計画評価委員会においても、結論を急ぐことなく、後日、再度の委員会を開いた上で慎重に検討する必要がある。

○ 基本計画評価委員会は計画全体の評価に責任を有していることから収支見通しについても納得ができるまでは結論を出すべきではない。



公文書一部公開決定通知 

滋市振第 720 号
平成 27 年(2015 年)6 月 17 日

野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大 造 

平成 27 年 6 月 4 日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することに決定しましたので通知します。

| | | |
|-------------------------|--|-----------------|
| 1 請求のあった公文書の名称 または内容 | (1) 市町振興課が作成した次の書出しで始まる 2 件の公文書(書出し省略)、当公文書の作成に用いられた関係公文書、当公文書の作成および野洲市宛ての発出に係る回議書等の機関決定に係る公文書ならびに当公文書を野洲市宛てに送付したときの公文書 (2) 市町振興課が、野洲市から收受した当公文書および当公文書の收受後に滋賀県の組織内で事案処理されたときの関係公文書 | |
| 2 公文書公開請求書の收受年月日および收受番号 | 平成27年6月4日 收受番号324番 | |
| 3 公文書を公開する日時および場所 | 日 時 | 別途調整 |
| | 場 所 | 市町振興課(滋賀県庁本館3階) |
| 4 公文書の公開をしない部分 | 別紙のとおり | |
| 5 公文書の公開をしない理由 | 別紙のとおり | |
| 6 5の理由が消滅する期日 | — | |
| 7 担当部課等 | 総務部市町振興課 電話番号 077-528-3237(直通) | |

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に滋賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

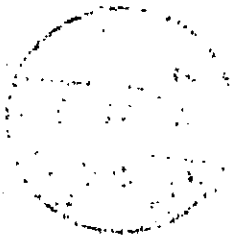
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注1 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来庁して公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。





(1) ①市町振興課が作成した次の書き出しで始まる2件の公文書(書き出し省略)

| 特定した公文書 | 公文書の公開をしない部分 | 公文書の公開をしない理由 | 該当条項 |
|---|--------------|--------------|------|
| 平成27年3月12日に健康医療福祉部次長が第2回(仮称)野洲市立病院整備基本計画評価委員会に出席した際の手持ち資料 | — | — | — |

(1) ②当公文書の作成に用いられた関係公文書

| 特定した公文書 | 公文書の公開をしない部分 | 公文書の公開をしない理由 | 該当条項 |
|--|--------------|--------------|------|
| ・(仮称)野洲市立病院整備基本計画案について ・公立病院に関する地方財政措置の見直し ・第1回基本計画評価委員会資料 ・第2回評価委員会に向けて(各委員事前説明資料) | — | — | — |

(1) ③当公文書の作成および野洲市宛ての発出に係る回議書等の機関決定に係る公文書

| 特定した公文書 | 公文書の公開をしない部分 | 公文書の公開をしない理由 | 該当条項 |
|--------------------------|--------------|--------------|------|
| (1) ①の作成および野洲市宛て発出に係る回議書 | 全部 | 不存在 | — |

(1) ④当公文書を野洲市宛てに送付したときの公文書

| 特定した公文書 | 公文書の公開をしない部分 | 公文書の公開をしない理由 | 該当条項 |
|-------------------------------------|--------------|--------------|------|
| 平成27年3月10日に、市町振興課職員が野洲市職員宛てに送信したメール | 全部 | 不存在 | — |

(2) ①市町振興課が、野洲市から收受した当公文書

| 特定した公文書 | 公文書の公開をしない部分 | 公文書の公開をしない理由 | 該当条項 |
|--|--------------|--------------|------|
| 平成27年3月10日に、野洲市職員が市町振興課職員宛てに送信したメールの添付ファイル | 全部 | 不存在 | — |



(2) ②当公文書の收受後に滋賀県の組織内で事案処理されたときの関係公文書

| 特定した公文書 | 公文書の公開をしない部分 | 公文書の公開をしない理由 | 該当条項 |
|---------------|--------------|--------------|------|
| (2)①の收受に係る回議書 | 全部 | 不存在 | — |



(仮称) 野洲市立病院整備基本計画について

基本計画案の検討について（第1回評価委員会提出案について）

- 現在、案を作成した基本計画にかかる収支見通しについては、根拠ある数値により作成されたところ。
- 基本計画では実態をより反映した結果、黒字を想定していた基本構想時と異なり大幅な赤字を計上するものとなったところ。
- 市繰出金約6億円が毎年度発生することおよび20年後に約42億円の累積欠損が発生することは市財政にとって負担しきれるものではなく、病院事業不成立として意見を出されたところ。
- 野洲市議会においても、病院整備に対して財政負担を危惧した反対意見がある。
- 計画を継続するのであれば、どのようにすれば収支面で病院事業が成立するのかについて説明をされる必要がある。
- 今後の評価委員会においても、まず収支見通しに基づいた実現性について検討していただきたい。
- 将来的に黒字が見込まれることを前提に公立病院とずるとしてきたが、大きな赤字が見込まれることが確実であれば、公立病院化することについても一度検討していただきたい。



野洲病院（市長）作成の新たな収支見通しが提出された場合に指摘いただきたい事項（想定）

- 第1回の評価委員会から、大幅に修正されたのはどういったことか。
- ~~自治体給与並みから民間病院給与並みに変更となっているが、現野洲病院職員との合意を得られないとともに、新規スタッフの確保ができなくなるのではないか。~~
- 病院収支は診療報酬の改定などにより収支が大きく変動することから、収支計画において、期待値や可能性の数値は排除すべきである。精度が高く厳しい収支計画とすべきである。
- 前回計画より一般病床を増（10床）とすることは回復期を中心とする趣旨に反しているのではないか。
- 総務省においても、収支見通しが合理的に成立していなければ交付税措置はできないと伺っている。
- 今回収支見通しが大きく変化するのであれば、この場ですぐに容認するような結論は出せない。
- 基本計画評価委員会においても、結論を急ぐことなく、後日、再度の委員会を開いた上で慎重に検討する必要がある。
- 基本計画評価委員会は計画全体の評価に責任を有していることから収支見通しについても納得ができるまでは結論を出すべきではない。



(仮称) 野洲市立病院整備基本計画案について

1 最近の動き

(1) 野洲市において基本構想を策定（平成 26 年 3 月）

○ 開院から 5 年目で黒字になる見通しであり、開院から当面、経営安定のため市の直営による病院とすることを明記。

※ 上記に対し国と県からは、建築コスト、患者利用者見込み数、収支見通し等が現在の建築単価や病院を取り巻く環境を十分に踏まえて作成されておらず、経営見通しの実現性について、精査していく必要があることを指摘した。

(2) 野洲市において基本計画を策定予定（平成 27 年 3 月）

【野洲市が策定した収支計画の概要】

○ 基本構想で策定した収支見通しを精査した結果、費用が構想時 5.7 億円から計画では約 8.4 億円に大幅増となり見通しが大きく悪化した。

○ また、基本計画における収支見通しでは、毎年度約 6 億円の一般会計からの繰出しが必要な上、2.0 年後には約 4.2 億円の累積欠損金を計上する見込みとなった。

【基本計画案に対する野洲市の姿勢】

○ 基本計画における収支では市財政が耐えられず、行革を進めて病院事業を実施可能にするか、もしくは病院事業を止めるかなど、大きな岐路に立っている。

○ 医業収益は現在の野洲病院の実績を基にしているため、新病院で想定されるパフォーマンスを反映できていない。（市長）

○ 医療ニーズが高いのは現実であり、今後、収益増加や経費削減の要因を検討する等、計画の精査と判断が必要になってくる。（市長）

2 今後の課題

○ 現状の基本計画案において収支が成立しておらず、病院事業自体が不成立の状況である。収支を成立させるための、一般会計繰出金の財源について根拠ある説明が必要である。

○ 実行性のある基本計画が策定できるまでは次の段階である基本設計に着手することができず、基本計画の策定が遅れることにより、開設許可を含めたスケジュールの修正が必要となってくる。

○ 開院 5 年目に黒字となることを前提に当初は市立病院とすることとしてきたが、基本計画においてその前提が変化しており、長期にわたり赤字が見込まれる病院を公立化することについて、再検討が必要である。

※ 詳細の意図等については現在も検証中である。

【資料2】

「(仮称)野洲市立病院整備基本計画」策定経過における
滋賀県市町振興課職員と地域戦略室職員とのメールログ〔抜粋〕

| No. | 期日 | 発→受 | ①「タイトル」/②内容/③添付資料 | 備考 |
|-----|----------|-----------------------|---|--|
| 1 | H27.2/24 | 地域戦略室 → 県市町振興 課 | <p>①「平成27年度施政方針」</p> <p>②(市町振興課職員氏名)様 いつもお世話になり、ありがとうございます。 明日、議会の開会日に公開となりますが、施政方針(案)を入手しましたので、先に送付します。 (※中略)</p> <p>施政方針の背景として、野洲病院からの提案で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野洲病院実績値 H25 から H26 は数値がアップしている。 ・給与費、統計数値→野洲病院実績値を使用 ・費用、統計数値→野洲病院実績値を使用 ・病床内訳、一般 100、地域包括 40、回復 40 ・その他見込数値、期待値を提案 <p>具体の数値は未だが、市長は大幅な数字の改善ができると判断していると思われる。 (※中略)</p> <p>今後の動き(個人の考えを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の委託(※1)は繰越をする(決裁済)(※2) <p>H26 実績がアップしていることから(※3)、収入部分の数値は置き換えてもいいのかと思っている。その他の費用とかは採用するつもりはありません。 (※中略)</p> <p>早い段階で現在の収支を H26 に置換え、→再度一般財源の必要額を提示→その必要額を捻出できるか議論、その必要額が捻出できなければ次のステップに進まない。</p> | <p>地域戦略室職員が、県市町振興課職員に宛て、市長が自ら協議に入って作成した支計画の概要を伝えているメール</p> <p>※1…基本計画の H26 委託のこと ※2…市財政課からの各課照会に対し、繰越する旨回答することの上の上司の決裁を得たということか。専決済の意か。 ※3…野洲病院の H26 実績のこと</p> |

| No. | 期日 | 発→受 | ①「タイトル」/②内容/③添付資料 | 備考 |
|-----|----------|---------------------------|---|--|
| | | | <p>早々に新たな負担は求めないと断言している段階で、新病院はもう完全に無理だと思っております。</p> <p>一年半後に市長選がありますので、結論はそこまで先送りをするしかないと思っております。</p> | |
| 2 | H27.3/10 | <p>地域戦略室 → 県市町振興課</p> | <p>①「Re:健康福祉部次長発言依頼資料の送付について」</p> <p>②(市町振興課職員氏名)様 いつもお世話になります。(県で作成された資料に)地域戦略室で追記しました。</p> <p>あすの夕方、次長に面談の予約をしています。</p> <p>③【最終】健康福祉部に対する意見(地域戦略室追記版).doc</p> | <p>県市町振興課が、第2回の評価委員会で県健康医療部局選出の委員に発言を願いたい内容まとめたワード文書を地域戦略室職員に送付され、同職員がそれに加筆をして返送した際のメール。文書本体については平成27年6月4日付けで県へ公文書公開請求を実施。決定(回答)内容はP5のとおり。</p> |
| 3 | H27.3/24 | <p>地域戦略室 → 県市町振興課</p> | <p>②(市町振興課職員氏名)様 いつもお世話になり、ありがとうございます。</p> <p>本会議の議決のとおり、病院関連予算は継続審査となりました。審査期間は次の定例会の会期末となります。</p> <p>委員会での採決は17人中10人が継続審査に賛成。7人の中には賛成及び否決の方もおられますので、7人が全員予算に賛成ではありません。本会議の賛成者数は判りません。また、誰が賛成など判れば報告いたします。</p> <p>あと、継続審査を受けての市長の判断は異動にもなる私らでは判りません。 (※後略)</p> | <p>地域戦略室職員が、県市町振興課職員に3/24の補正予算提出後の結果を情報提供しているメール</p> |

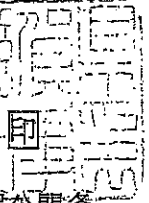
| No. | 期日 | 発→受 | ①「タイトル」／②内容／③添付資料 | 備考 |
|-----|----------|-----------------------|--|--|
| 4 | H27.3/24 | 県市町振興課 →市地域戦略 室 | ①「タイトル」／②内容／③添付資料 ②（地域戦略室職員氏名）さま ご連絡ありがとうございます。 戦略室の皆様の頑張りで一矢報いて最悪の流れは回避できたとい うところですかね。 今回の議決を受けても市長はなお前進の姿勢を変更されないの でしょうか。 （※後略） | No.3 のメールに対する、県市町振興課から の返信メール。 平成27年6月12日付けで県へ公文書公開 請求を実施中で、決定（回答）期限は6月 26日。 |



公文書非公開決定通知書

滋市振第 721 号
平成 27 年(2015 年)6 月 17 日

野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大 造 

平成 27 年 6 月 12 日付で請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の公開をしないことに決定しましたので通知します。

| | |
|-------------------------|--|
| 1 請求のあった公文書の名称 または内容 | (1) 市町振興課が作成した次の1件の公文書Eメール(抜粋部分省略)、当公文書の作成に用いられた関係公文書、当公文書の作成および野洲市宛ての発出等に係る回議書等の機関決定等に係る公文書ならびに当公文書を野洲市宛てに送付したときの公文書 (2) 市町振興課が、野洲市から收受した当公文書に係る公文書および当公文書の收受後に滋賀県の組織内で事案処理されたときの関係公文書 |
| 2 公文書公開請求書の收受年月日および收受番号 | 平成27年6月12日 收受番号370番 |
| 3 公文書の公開をしない理由 | 不存在 |
| 4 3の理由が消滅する期日 | - |
| 5 担当部課等 | 総務部市町振興課 電話番号 077-528-3237 (直通) |

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に滋賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 4の欄は、請求のあった公文書について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。

※病院からの提供資料の写しであり、内容には市が事実検証中のものも含まれている。

平成 27 年度 経営管理者会議 (与) (病院管理者会議)

6月2週

日 時; 2015. 6. 9 17:00~

場 所; 講義室1

出席予定者; [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] (事務局) [redacted]

欠 席 者; [redacted]

1. 連絡事項

2. 協議事項

3. 報告事項

4. その他

- ・野洲市立病院 (仮称) の今後の対応について

5. 今後の予定 次回会議

No. 54
27.6.10
受付
野洲市役所



野洲市立病院（仮称）の今後の対応について 経営管理者の見解

・今までの経緯について再認識

1. 施設、設備の老朽化に伴う問題・土地の問題・耐震構造の問題（平成 17 年の耐震結果により御上会が耐震工事は不可能と判断 ※別添資料有）で新病院へ移行の判断は正しかった。

・（仮称）野洲市立病院設立に向けた当院の取組 ～新病院基本構想 2010 提言後 結果～

1. 公共的な地域医療体制を構築し続けている。
（二次救急医療・小児救急医療・在宅医療等を展開している。）
2. 滋賀医科大学との連携を強化して医師確保（泌尿器科・整形外科・リハビリ科）が可能となった。
3. 健全経営を図る為、現状の無駄を省く施策をとった。
各職員へ平成 23 年度から過去 5 年間継続して人件費削減の協力要請（賞与・定期昇給削減）、産科診療閉鎖、看護師配置 10 対 1 入院基本料への変更等を行う。
4. 新病院を見据えて新たな設備・医療機器等の投資を行わず、老朽化した現状のまま、稼働している。
不効率な修繕対応や修繕費用が高騰しつつあり、一部、修繕不能な設備もある等、早急な移転を望んでいる。

上記、1,2.は新病院の期待から実現可能となり、新病院構想が後退するなら、撤退する可能性が大である。
なお、平成 23 年度から健全経営に向けての取組みが着実に成果を上げ、平成 26 年度は医業収支で黒字転換となった。

・基本計画策定プロジェクトの評価

1. 基本計画が野洲市事務局の思惑により不成立となるよう仕向けられていた事実を知った。今まで積み重ねきた経緯を容易に覆された事は許し難く、御上会として大変遺憾である。
※H27.1.29の第1回基本計画評価委員会の手帳
収支計画にして。
2. 11 月の終わり頃から野洲市事務局の対応の悪さに不信感を抱きながら、市長に対して報告出来なかった事を反省している。
3. 新病院基本構想 2010 から始まり、あり方検討委員会等、過去 4 年間の積み重ねきた取組が無駄にならないように繋いでいきたい。

・新聞報道からの影響

1. 他の医療機関等から新病院設立は白紙となったと当院の優秀な幹部職員まで人材スカウトされる事例が発生している。職員の士気低下に繋がり、優良な医療資源の活用が崩壊する。

・御上会の見解

1. 御上会は1日でも早く解散し、新たな目標である市立病院が必要不可欠である。
更なる地域医療（新たな目標：総合医の設立等）の充実を図り、地域に根差した発展した病院作りを行いたい。
2. 市立病院を建設して市の財源の持ち出しではなく交付税措置を受けて、公共的な医療体制を継続させていきたい。
3. 新病院がなければ、医師不足も解消されない。滋賀医科大学との連携も図れない結果となり、野洲市の地域医療崩壊に繋がる。
4. このまま、先延ばし状態が続けば、市立病院の夢に向かって地域医療を守ろうと努力している職員の気持ちが挫けかねない。

・野洲市議会への要望

1. 新病院の方向性は現状の急性期医療なのか、それとも療養等慢性期医療を望んでいるのか伺いたい。
また、公立病院として野洲市は地域医療を継続する意思があるのか伺いたい。
2. 野洲市で35年間守り続けてきた199床の医療資源を、滋賀県の思惑である120床程度の慢性期医療体制で良いと考えているか伺いたい。
3. これ以上、構想が延期され後退すれば、市として病院が不要であると判断するしかない。

耐震構造の問題

- ・平成 17 年当時の耐震診断について、手順を踏んで適正に診断結果が提出されている。
- ・躯体架構は室内部分にあるため、補強壁等が室内部に設置されることとなり、補強後の屋内利用（手術室やレントゲン各室、病室等）が実質使用困難となり、またレントゲン室や手術室においては漏洩線対策のシールドが必要となる。さらに病室等法令上必要な床面積が確保できないことが予測される。
- ・工期に最低 2 ヶ月を要し、工事期間の使用ができなくなれば、当院の運営が立ち行かない状況となる。
- ・費用面において、当時見積 6 億 3 千万円より幾分か安価になると考えられるが、補助金（現状、県の補助金は 3 千 5 百万円）を考慮しても自己資金の負担が大きく困難である。

以上の協議が行われ、耐震工事は不可能と再認識された。